

通番	基本目標	施策	主な事業の概要		第2期計画の進捗評価		
			事業	事業概要(現行計画記載内容)	事業概要の評価	課題	達成度
1	【基本目標1】 子ども・家庭への支援の充実	市民が安心して相談できる支援体制の強化 (計画書p25)	子ども家庭総合支援拠点の開設	平成30年度に開設した児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和3年度末までに開設する。	養育困難やDV、貧困等、多種多様な相談をCW(ケースワーカー)や家庭児童相談員、女性相談員が関係機関と連携、対応した結果、家庭の問題解決の一助となった。	こども家庭センターの設置に伴う事業内容や組織体制の検討が必要。	B:ある程度成果が上がっている
2			利用者支援事業の推進	平成29年度から開始した「鶴ヶ島版ネウボラ」を中心に、妊婦・母子の状況を継続的に把握し、総合的な情報提供と必要に応じた助言等を行う。	子育て支援相談員が、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談支援を実施し、市民に適切な支援、サービスに繋ぐことができた。	こども家庭センターの設置に伴う事業内容や組織体制の検討が必要。	B:ある程度成果が上がっている
3			家庭児童相談の推進	家庭における児童の問題、児童の心身の発達、子育ての不安及び家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じる。	家庭児童相談員が、児童の心身の発達や養育、家族関係等について相談対応を行い、保護者の負担軽減や家庭の問題解決の一助となった。	相談件数の増加に伴う対応の検討が必要。	B:ある程度成果が上がっている
4			ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談支援体制の推進	DVの相談に適切に対応し被害を防止するため、相談者の支援体制の充実を図る。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、女性相談員、CWが相談対応を行い、DV被害者の保護やDV防止が図られた。	相談件数の増加に伴う対応の検討が必要。	B:ある程度成果が上がっている
5			子育てガイドブックの発行	子育て家庭に対する情報提供のため、市内の子育てに係る様々な情報を掲載した育児情報誌を、官民連携により発行する。	幅広い子育てに関する情報をわかりやすくまとめ周知することで、子育て世帯の育児における利便性向上が図られた。	子育て世帯の必要とする情報を、より詳細に把握し発信するための情報収集に努める。	B:ある程度成果が上がっている
6			子ども・子育て情報の提供	広報紙やホームページ、SNSなど様々なメディアを活用し、子ども・子育てに関する便利で役立つ情報を発信する。	こども・子育て関連情報について、広報紙やホームページを中心に市民に役立つ情報を発信することで、子育て世帯の育児における利便性向上が図られた。	様々なSNSを積極的に活用し、情報発信に努める。	B:ある程度成果が上がっている
7		児童虐待防止の取組の推進 (計画書p26)	要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応する。	月1回定例実務者会議を実施し、児童虐待防止に向けた協議を行い、問題に対して連携して取り組んだ。	児童虐待件数の増加に伴う対応の検討が必要。	B:ある程度成果が上がっている
8			児童虐待防止に関する意識の啓発	児童虐待防止に関する意識の啓発を図るため、講演会や研修会の充実を図るとともに、広報やホームページ等を通じ児童虐待防止意識を啓発する。	年1回児童虐待防止講演会を実施し、11月の児童虐待防止月間の広報掲載、パンフレット配布等を行ったことで、児童虐待防止の意識啓発が図られた。	より効果的な児童虐待防止の啓発が必要。	B:ある程度成果が上がっている
9			育児支援事業の充実	子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な家庭に訪問員を派遣し、育児や家事等の援助、育児相談を行い、家庭での安定した児童の養育などを支援する。	養育支援相談員が、支援を必要とする家庭の相談を受けながら、サポーターを派遣し、援助を通して保護者の負担を軽減した。	訪問支援を導入している家庭の、次なる支援が必要。	B:ある程度成果が上がっている
10			子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進	保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育を行う。	市外の児童養護施設において、養育が一時的困難になった児童の受け入れを行い、保護者の負担を軽減した。	受け入れ施設の拡充が必要。	B:ある程度成果が上がっている
11		配慮が必要な子どもの支援 (計画書p27)	発達障害などの障害の早期発見と相談支援体制の充実	親や子どもの発達障害等が原因で子どもの養育が困難な家庭に対し、相談対応やサービス・施設等の情報提供を行い、障害の早期発見と早期判定ができるよう支援体制の充実を図る。	適宜、障害児通所支援等の療育サービスにつなげ、支援を行った。	早期発見のためには、相談の敷居をいかに低くできるかが大事なことと考える。障害という言葉に抵抗を感じてしまう親への配慮が必要である。	B:ある程度成果が上がっている
12			発育支援センター事業の充実	心身に障害または発達に遅れのある児童に対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団での適応性を高めるため、通所指導や外来指導、親子教室などを実施する。	センターでの通所指導や外来指導、親子教室への参加により、基本的な生活習慣を身につけることや集団への適応性を高められた。	複合施設の移転とともに、児童発達支援センターへの機能拡充への対応。	B:ある程度成果が上がっている
13			幼児期の教育・保育施設への障害のある子の受け入れ体制の充実	幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等のほか、障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある子の受け入れの充実を図る。	保育施設等と連携し、障害を持つ児童の受け入れ体制を整え、必要な保育を提供することで、保護者の就労支援や児童の健全な育成が図られた。	保育士の成り手不足に伴う受け入れ体制の不足に対する対応が必要。	B:ある程度成果が上がっている
14			学童保育室への障害のある子の受け入れ体制の充実	学童保育運営事業者や障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある小学生の放課後対策として、学童保育室への受け入れの充実を図る。	事業所等と連携し、障害を持つ児童の受け入れ体制を整え、必要な保育を提供することで、保護者の就労支援や児童の健全な育成が図られた。	学童保育室で働く支援員の高齢化や成り手不足に伴う受け入れ体制の不足に対する対応が必要。	B:ある程度成果が上がっている
15			特別支援学校に在学児童の学童保育室への受け入れに伴う運営支援	特別支援学校に通う子どもの放課後対策として、市内学童保育室への運営費補助を行う。	障害を持つ児童の受け入れ体制を整え、必要な保育を提供することで、保護者の就労支援や児童の健全な育成が図られた。	学童保育室で働く支援員の高齢化や成り手不足に伴う受け入れ体制の不足に対する対応が必要。	B:ある程度成果が上がっている
16			子どもの発達に不安を抱える保護者への支援の充実	子どもの特性を理解してより良い関わり方を学んでもらい、家族対応力の強化を図るため、ペアレントトレーニング講座を実施する。	特定非営利活動法人に補助金を交付し、ペアレントトレーニング講座を実施した。また、地域相談支援センターに委託し、随時保護者の相談支援を行った。	必要な保護者への周知、広報に努める。	B:ある程度成果が上がっている
17			児童手当の支給	子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、中学校修了までの児童を養育する保護者に児童手当を支給する。	養育者に児童手当を支給し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図った。	児童手当が必要な養育者に、適正かつ速やかな支給が必要。	B:ある程度成果が上がっている

18	子育て家庭への経済的支援や子どもの貧困対策の推進 (計画書p28~p29)	子ども医療費の助成	保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもが安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	子どもが安心して医療にかかることができるように、子ども医療費の保険診療の自己負担分を助成し、保護者の経済的な負担の軽減を図った。	医療費の助成が必要な養育者に、適正な給付が必要。	B：ある程度成果が上がっている
19		児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭や保護者が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。	ひとり親家庭等で児童の養育者に児童扶養手当を支給し、経済的な負担の軽減を図った。	児童扶養手当が必要な養育者に、適正かつ速やかな支給が必要。	B：ある程度成果が上がっている
20		ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることができるように、医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	安心して医療にかかることができるように、医療費の保険診療の自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減を図った。	医療費の助成が必要な養育者に、適正な給付が必要。	B：ある程度成果が上がっている
21		ひとり親家庭への各種助成制度の周知	対象者を的確に把握し、制度の周知を図る。	ひとり親家庭へ必要な助成制度等の情報を提供し、主に経済的負担の軽減を図ることで、自立を支援した。	対象者の的確な把握と必要な助成制度の周知に努める。	B：ある程度成果が上がっている
22		ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の就労による自立をサポートするため、情報の提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給等を行う。	情報提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給等を行い、就労支援を図った。	事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
23		母子寡婦福祉団体の活動支援	母子家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子寡婦福祉団体が実施する母子寡婦福祉事業活動への支援を行う。	母子寡婦福祉団体へ補助を行い、母子寡婦福祉事業活動を支援することにより、母子家庭等の生活の安定を図った。	対象となる母子家庭等へ、母子寡婦福祉団体やその活動の周知に努める。	B：ある程度成果が上がっている
24		児童・生徒就学援助事業の推進	経済的な理由により就学困難と認められる場合、学齢児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品等の一部を援助する。	ホームページや広報、新入学児童の保護者及び在校生に制度を周知し、申請を促し、援助を通して保護者の経済的な負担の軽減を図った。	事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
25		生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の推進	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援を実施する。	生活困窮世帯の児童生徒を対象に、NPO法人に委託のうえ学習支援教室を行うことで、学習機会の提供を図った。	学習支援教室を知らない世帯が多いため、周知・広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
26		子ども食堂等の運営支援	地域の団体が実施する「子ども食堂」の運営を支援する。	NPO法人は市の補助金を活用し、食料支援活動に関する情報提供等を行うホームページの構築、運営を行い、必要な家庭への情報提供を行った。	事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
27		特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額が一定額以下である場合、給食費や学用品等の一部を援助する。	特別支援学級に在籍する児童生徒等を通じて保護者に制度の案内をし、奨励費の支給を通して保護者の経済的な負担の軽減を図った。	特別支援教育就学奨励費を必要な保護者に、適正に支給する。	B：ある程度成果が上がっている
28	入学準備金貸付制度の推進	高校や大学等に進学する意欲をもちながら経済的な理由で就学が困難な人のため、入学に必要な費用の一部について無利子での貸し付けを行う。	ホームページや広報を通じて制度を周知し、審査会を経て貸付を行い、保護者の経済的な負担の軽減を図った。	滞納者への対応の検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
29	学童保育の充実 (計画書p30)	学童保育室の運営支援	学童保育室が適切に運営されるよう支援する。	各学童保育室に補助を行い運営を支援することで、児童の放課後の健全な育成支援と保護者の就労支援を図った。	学童保育室で働く支援員の高齢化や成り手不足に伴う受け入れ体制の不足に対する対応への支援が必要。	B：ある程度成果が上がっている
30		学童保育室の整備	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する条例に基づき、利用希望児童数の変化に対応した学童保育室の整備を行う。	各学童保育室における利用児童の推移から、適切な規模の整備を進めることで待機児童の発生を抑制し、放課後における児童の健全育成に係る良好な環境整備と保護者の就労支援を図った。	学童保育室で働く支援員の高齢化や成り手不足に伴う受け入れ体制の不足に対する対応への支援が必要。	B：ある程度成果が上がっている
31		放課後の居場所づくりの推進	全ての児童を対象として、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に体験、交流及び学習活動の機会を提供する放課後子ども教室を推進する。	放課後子ども教室運営委員会において会議を年2回開催し、市内関係団体間で情報交換を行った。地域支え合い協議会が市内小学校7校で子どもサロンを開催した。	子どもサロンについて、市内全小学校での実施を目指す。	B：ある程度成果が上がっている
32	【基本目標2】地域連携による子育て支援の充実 (計画書p31)	地域子育て支援拠点事業の推進	子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子の交流の場・地域との交流の場として、子育てセンター・つどいの広場事業を行う。	事業を通じて、子育て相談や子育て中の親子の交流の場として活用を図った。	施設間で利用実績に格差が生じているため検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
33		ファミリー・サポート・センター事業の支援	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	事業の周知を幅広く行うことで、提供会員や利用会員が継続的に増加した。	コロナ禍や児童数の減少にも関わらず、利用件数はそれほど減少していない。	B：ある程度成果が上がっている
34		地域における子育て活動への支援	地域の多様な主体が、積極的に子育て活動を進めるため、市民提案による協働事業制度の運用や主体間の連携支援などを行う。	事業の周知に努めたが、子育て活動に係る市民からの提案がなかった。	事業の周知、広報に努める。	D：成果は上がっていない(未実施)
35		赤ちゃんの駅の実(県との連携事業)	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、公共施設や商業施設の協力を得て、授乳の場やミルクのお湯などを提供する赤ちゃんの駅の拡充に努める。	事業の周知が進み、公共施設だけでなく、民間商業施設等においても設置が増加傾向にある。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
36		パパ・ママ応援ショップの周知(県との連携事業)	中学生までの子どもまたは妊婦のいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業の周知を図る。	出生等で市の窓口に来庁された際に、事業の周知を図った。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
37		児童館事業の推進	子どもの居場所、自主的な活動の場として、関係団体と連携し様々な事業を実施する。	施設運営を行う中で、こどもの居場所としての役割だけでなく、関係団体、部署と連携しながら保護者の育児相談の事業等も実施することで、地域の子育て支援の充実を図った。	コロナ禍に伴い利用者が減少した中で、乳幼児期からの利用者増を図り、来館者に利用習慣を定着させていく必要がある。	B：ある程度成果が上がっている
38	青少年健全育成団体の活動支援	市青少年健全育成連絡協議会、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、非行・薬物濫用防止啓発活動や簡易広告物除却活動などを実施する。	青少年健全育成連絡協議会に補助を行うとともに、当該連絡協議会の事務局として各地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、各種事業を実施することで、青少年の健全育成を図った。	各地区の各種事業を精査し、効果的な取組を共有するなど、事業実施の適切な見直しを図る必要がある。	B：ある程度成果が上がっている	

39	青少年の健全育成の推進 (計画書p32)	子どもの自由な遊び場づくりの支援	地域支え合い協議会などが行う、プレーパーク等の自由な遊び場づくりを支援する。	新型コロナウイルスの影響により活動方法が一部変更し、各地域支え合い協議会が市内7か所において放課後子ども教室等を開催した。遊び場づくりの支援をした。	未だ開催できていない1か所の早期開催の支援が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
40		幼児期の教育・保育施設及び小学校による連携の推進	児童の生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の幼児期の教育・保育施設及び小学校が連携し、円滑な情報交換等が図れるよう必要な支援を行う。	幼保小連絡協議会を開催し、情報共有を行うことで連携の強化を図った。また、幼児を小学校に招く行事の打ち合わせを行うことで、円滑に行事を行うことができた。	幼保小の交流を再開するにあたって、学校と園との日程調整が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
41		家庭教育の支援	子どもを支え育む地域づくりを進めるため、小・中学校PTA等が実施する家庭教育に関する講座の開催を支援する。	希望する市内小中学校PTAに対し、家庭教育に関する講座の支援を行った。	事業の周知、広報に努め、実施校、参加者を増やす。	B：ある程度成果が上がっている	
42		防犯対策の推進	警察をはじめ、関係機関と連携し、青色防犯パトロール、学校の防犯活動、こどもSOSの家、メール配信サービス、薬物乱用防止対策などを推進する。	週2回の青色防犯パトロール隊等による見守り活動や、毎年、防犯活動について警察・学校・地域・家庭が連携するための会議を実施し、防犯対策の推進を図ることができた。	パトロール隊の担い手の減少に伴う対応が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
43		交通安全教室の実施	子どもを交通事故から守るため、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、歩行者及び自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させる。	校庭等に交差点を押し横断の方法を学ぶなど、年齢に応じた交通安全教室を実施し、必要な技術を習得させることができた。	交差点部の事故が多発しているため対応が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
44		身近な公園の整備	公園遊具の改修・更新など、公園施設等の適切な維持管理や長寿命化対策により、安全・安心で利便性の高い公園づくりを推進する。	劣化した遊具やベンチ等の公園施設を修繕、更新し、安全に公園を利用できるよう対応した。	すべての公園で対応ができていないため、引き続き優先順位をつけて対応していく。	B：ある程度成果が上がっている	
45	子どもが健全で心豊かに成長できる環境づくりの支援 (計画書p33)	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援	低年齢児を対象とする地域型保育事業を利用する子どもが、卒園後も継続して適切な教育・保育を受けられるよう、連携施設の確保や情報連携等の支援に取り組む。	地域型保育事業者が幼稚園や保育園、認定こども園と連携することで、利用者へ卒園後も教育・保育を受けられるよう支援することができた。	すべての人が希望どおりの施設に入所できているわけではない。	B：ある程度成果が上がっている	
46		産前産後休業・育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援の実施	産前産後休業及び育児休業期間における施設利用に関する情報提供や相談体制について周知を図り、保護者の円滑な職場復帰を支援する。	産前産後休業及び育児休業期間における施設利用に関する情報提供や相談体制について周知を図った。	相談件数の増加に伴う対応が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
47		男女共同参画の意識づくり	男女共同参画の意識づくりを推進するため、男女共同参画週間行事を開催する。また、年間を通して講座、展示等を開催する。	年間を通して講座及び展示を開催したほか、広報紙に啓発記事を複数回掲載し、男女共同参画意識の普及啓発を図った。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
48		ワーク・ライフ・バランスの普及	ワーク・ライフ・バランスの普及を推進するため、市民や企業に対し、啓発のためのセミナー等を開催する。	ワーク・ライフ・バランスについて考える契機となるセミナーを開催したほか、広報紙に啓発記事を掲載し、男女共同参画意識の普及啓発を図った。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
49		父親の育児参加の支援	父親の育児参加を支援するため、子どもとの遊びをテーマにした事業を児童館や地域子育て支援拠点等で実施し、交流機会の提供や啓発を行う。	児童館等の子育て施設において父親の育児参加を促進する事業等を開催することで、各家庭やその父親に対して啓発を図った。	引き続き、様々な施設において事業の実施に努める必要がある。	B：ある程度成果が上がっている	
50	【基本目標3】 幼児教育・保育の充実	多様な保育サービスの推進 (計画書p34)	幼稚園における預かり保育の周知	幼稚園の預かり保育について、制度の周知を図る。	幼児教育・保育施設の無償化に伴う制度を周知するとともに、幼稚園の預かり保育についても周知を図った。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
51			時間外保育事業(保育所)の推進	就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者の保育ニーズに対応するため、通常保育時間(7時～18時)を超えて保育する。	時間外保育の必要な保護者のニーズに対応した。	保育施設によって、開所時間が異なるため、保護者のニーズに対応できない場合があり検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
52			一時預かり事業(保育所)の推進	保護者の通院、社会的事業などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施する。	一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応した。	利用者の増加により、希望どおり対応できない場合があり検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
53			休日保育事業の推進	共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、休日における保育需要が高まっていることを受け、日曜、祝日に保育を実施する。	日曜、祝日等の休日における保護者のニーズに対応した。	制度上、保育所入所者(2、3号認定)が対象であり、幼稚園在園者(1号認定)は利用できないため検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
54			保育ステーション事業の推進	仕事と子育ての両立支援のため、若葉駅構内で保育ステーション事業を実施する。	送迎保育が必要な保護者のニーズに対応した。	保育士不足に伴い、受け入れ体制の不足に対する対応の検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
55			病児・病後児保育事業の拡充	病児・病後児の保育ニーズに対応する事業を拡充する。	病児・病後児保育が必要な保護者のニーズに対応した。	事前に利用登録が必要なことから、緊急な対応ができない場合があり、検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
56	認定こども園、保育所、地域型保育施設などの計画的な整備 (計画書p35)	認定こども園の普及促進	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもつ認定こども園の普及を図る。	第2期計画で1施設、認定こども園に移行の見込みであったが、実現できなかった。	計画の見直しが必要。	D：成果は上がっていない(未実施)	
57		認可保育園の受け入れ児童の拡大	保育所を計画的に整備するなどし、待機児童が発生しない状況を継続する。	R6.4.1時点で国定義の待機児童は発生していない。	保育ニーズの適切な把握が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
58		特定教育・保育施設の計画的な整備	保育所・認定こども園等を計画的に整備し、待機児童が発生しない状況を継続する。	R6.4.1時点で国定義の待機児童は発生していない。	国定義の待機児童は発生していないが、特定の保育所を希望している等で入所がかなわない保留児童は存在するため検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
59		地域型保育事業の計画的な整備	地域型保育事業等を計画的に整備し、低年齢児の定員の拡大を図る。	R6.4.1時点で国定義の待機児童は発生していない。	保育ニーズの適切な把握が必要。	B：ある程度成果が上がっている	

60	保育環境の充実 (計画書p36)	教育・保育事業従事者の確保と資質向上の取組	拡充が見込まれる教育・保育に従事する職員の確保と施設に従事する職員の資質の向上に取り組む。	保育体制強化事業費により保育支援者の配置に対する支援を行った。	保育士の確保は恒常的に不足しているため検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
61		民間保育園の運営支援の実施	民間保育園の適切な運営を図るために、必要な指導や助言、助成を行う。	補助金等に関する民間保育園への支援や助言等を行った。	施設間で運営方針等異なる中で、特色を活かした保育の良さを認めつつ、適正な指導等に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
62	子どもを望む方及び妊娠・出産期の支援の推進 (計画書p37)	子どもを望む方への支援の推進	不妊治療や不妊検査、不育症検査を受けた夫婦を対象に各種の助成を行う。	ホームページで周知し、不妊治療や不妊検査、不育症検査を受けた夫婦を対象に、各種の助成を行うことができた。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
63		妊娠や出産への不安や悩みに対するケアの推進	予期しない妊娠による戸惑いや悩みを抱える妊婦とその家族に対して、保健師や助産師が相談に応じる。	母子手帳交付時に、全妊婦と面談、妊娠期も継続的に電話等し、安心して出産・育児ができるよう支援した。にんしんSOS 鶴ヶ島にて、予期しない妊娠の相談に対応した。	引き続き継続的な支援に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
64		出産準備情報の提供	母子健康手帳交付の際、妊娠、出産、育児に関する情報を提供する。	母子手帳交付時に、全妊婦と面談し、子育てガイドブックを用いて、妊娠、出産、育児に関する情報を提供した。	引き続き情報提供に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
65		妊婦健康診査の実施	妊娠中の疾病や異常の早期発見に資するため、妊婦健康診査を実施する。	母子手帳交付時に、妊婦健診助成券を交付し、妊婦健診における経済的な負担を軽減した。また妊娠中支援を行い、妊婦健診受診状況を確認した。	引き続き継続的な支援に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
66		両親学級への参加促進	母性の健康保持と増進、母子保健に関する知識普及のために両親対象に実施している「ゆりかご教室」への参加を促進し、両親で共に行う子育ての啓発を行う。	母子手帳交付時やホームページ等でゆりかご教室を紹介した。多数の申込みがあった。新生児についての講話や沐浴体験を通し、両親が協力して子育てをする意識を高めた。	引き続き事業の周知、啓発に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
67		若年や多胎等の妊婦への支援	出産・育児に対し、不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦、外国人妊婦、未入籍妊婦等に対し、相談支援を実施する。	出産・育児に対して不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦や外国人妊婦、未入籍妊婦に対し、妊娠中期に電話がけを行い相談支援を実施した。	引き続き継続的な支援に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
68		【基本目標4】 鶴ヶ島版ネウボラを柱とした切れ目のない母子保健の充実	こんにちは赤ちゃん訪問の推進	子育ての孤立化防止や健康支援を行うことを目的に、生後4か月児までの乳児のいる全世帯を訪問し、子育てに必要な情報提供などを行う。	保健師による赤ちゃん訪問を実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行った。また、各家庭に必要な情報提供および相談支援を実施した。	支援が必要な家庭の増加に伴う対応の検討が必要。	B：ある程度成果が上がっている
69			産後ケアの実施	家族から家事・育児のサポートが受けられない、育児に不安がある等の母親に対して、助産院を利用して育児の相談や授乳指導を実施する。	母子手帳交付や赤ちゃん訪問の際に産後ケアを紹介した。多くの母親が利用した。産後ケアを実施する施設の拡充を図った。	引き続き産後ケアの周知に努める。	B：ある程度成果が上がっている
70			乳幼児健康診査の実施	乳幼児の成長・発達の重要な月齢に集団健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安をもつ親に対する相談を行う。また、未受診児の状況把握に努め、必要に応じ適切な支援を行う。	月齢ごとに集団健康診査を実施し、疾病の早期発見に努め、育児の不安をもつ親に対する相談を行うことができた。また、必要時、継続的な支援を行うことができた。	必要な支援を実施できるように努める。	B：ある程度成果が上がっている
71			子育て交流サロンの実施	地域で孤立しやすい親が、参加者同士交流することにより、育児の不安が和らぎ、子育ての楽しさを感じられるよう、子育て交流サロンを行う。	はぐはぐサロン(双子、外国籍、友人作り)、カラフルサロン(子の発達に悩みがある方)、ほっこり(メンタルクリニック通院歴ある方)において、子育てサロンを開催し、母子の支援を行った。	引き続き事業の周知、広報に努める。	B：ある程度成果が上がっている
72	発育・発達・育児相談の実施		乳幼児健康診査や親子相談事業等において、乳幼児の発育・発達に関する相談や親の育児相談を行い、必要に応じ適切な支援を行う。	乳幼児の発達に関する相談や、育児不安について、乳幼児健診や親子教室、個別の相談を通して、他機関の紹介等、適切な支援につなげた。	親子相談の希望者の増加に合わせて、受け入れ体制を検討する。	B：ある程度成果が上がっている	
73	予防接種の実施		感染症予防のため、子どもにとって望ましい時期に医療機関において実施する。	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施するとともに、適切な時期に接種するよう個別の通知による接種勧奨を実施した。	引き続き事業の周知に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
74	保健・医療・福祉・教育の連携		子どもの発育・発達の遅れや親の育児不安等がある人に対し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行う。	保健師がこどもの発育や発達の遅れ、育児不安がある方に対して、医療機関、教育機関、福祉機関と連携し切れ目のない支援を行った。	発達障害等についての専門医療機関や療育機関等の、受け入れ体制の不足に対する対応が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
75	歯科保健指導の実施		歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と歯科疾患の予防を目的に、妊娠期、乳幼児期、学童期において、歯科保健指導を実施する。	妊娠期、乳幼児期、学童期に個別、集団指導を通じて口腔ケアの必要性、口腔への関心、意識の向上を図った。	小中学校への歯みがき指導や周知の強化が必要。	B：ある程度成果が上がっている	
76	妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施		適切な食習慣の確立を図ることを目的に、妊娠期、乳幼児期における栄養相談・指導を実施する。	妊娠期、乳幼児期に栄養相談・指導を通じて、適切な食習慣の確立を図った。	引き続き継続的な支援に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
77	乳幼児の事故防止対策の啓発		様々な機会を捉え、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群予防のための普及啓発を行う。	赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査でリーフレットを用いて、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群予防のための啓発普及を行った。	引き続き事故防止の啓発に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
78	小児救急医療体制への支援		初期及び第二次救急医療に関わる小児救急医療体制の確保に努める。	初期は坂戸鶴ヶ島医師会立休日急患診療所にて医療体制の確保に努めることができた。第二次救急医療は、埼玉医科大学病院が地域で開業している小児科医と協力した体制で担っており、必要時連携を図った。	引き続き小児救急医療体制の確保に努める。	B：ある程度成果が上がっている	
79	保護者の健康相談の実施		乳幼児健康診査時等の機会を捉え、保護者の健康問題についての相談を行う。	乳幼児健康診査の保健指導で保護者の体調等を確認し、相談と助言を行うことができた。また、必要時は個別に相談に乗ることができた。	引き続き、必要に応じて個別に対応できるように努める。	B：ある程度成果が上がっている	